

Q&A

※タクシー・自動車燃料給油券(以下「利用券」)

Q1. これからは毎年利用券が自動的に届くということか。

A. 令和6年度に利用券を受け取られた方へ、自動的に令和7年度利用券を郵送します。(※死亡、市外転居、施設入所等された方は新たな利用券は郵送しません。)次年度以降も同様に郵送する予定です。

Q2. Q1の回答において、令和6年度は利用券の申請をしていないが、令和5年度やそれ以前は申請をしているが自動的に郵送されるのか。

A. 送付対象は令和6年度に交付している方が対象となりますので、郵送は致しません。ただし当該年度の4月1日以降に障害福祉課の窓口で利用券の申請をしていただければ、当該年度の申請月からの利用券をその場でお渡します。また、次年度は自動的に郵送で利用券を送付します。

Q3. 利用券を使用することがないので、新たな利用券が不要な場合はどうしたらよいか。

A. 障害福祉課へご連絡ください。次年度以降送付いたしません。

Q4. Q3 において、不要と申請したが利用券が必要となったらどうしたらよいか。

A. 障害福祉課窓口でご申請ください。申請月からの利用券の交付および次年度以降は自動的に利用券を送付します。

Q5. 利用券はいつ頃届くのか。

A. **3月中旬から下旬**に郵便局から順次発送されるよう調整する予定です。また、簡易書留で送付しますので、3月中旬から最大で2週間程度お届けに時間がかかる場合がございます。

Q6. 送付先を変更したい場合はどうしたらよいか。

A. 障害福祉課の窓口で送付先設定のご申請をお願いいたします。郵便局への持ち込み中で申請された場合は反映されませんので各年度 1 月末を目途にお越しいただければと存じます。一度設定した場合は次年度以降も同じ送付先に郵送しますが、送付先を変更または解除を希望する場合は同様に障害福祉課の窓口で申請が必要です。必要な持ち物については障害福祉課へ事前にご確認をお願いいたします。

Q7. 変更(住所や氏名等)が生じた場合はどうしたらよいか。

A. 障害福祉課の窓口で変更のご申請をお願いいたします。利用券以外の変更も生じる可能性がありますので持ち物等障害福祉課へ事前にご連絡下さい。また変更内容によって郵便局への持ち込み中で申請された場合は反映されませんので各年度 1 月末を目途にお越しいただければと存じます。持ち込み期間中での住所変更された場合は、郵便局で転送届のお手続きを事前をお願いいたします。

Q8. 自宅で利用券を受け取りできず、郵便局での保管期間も終わってしまったが、再送することは可能か。

A. 再送は致しかねますので、障害福祉課の窓口でお渡しいたします。(例年同様のご対応をさせていただきます)。その際は**不在者票**が必要となります。 **保存期間内に郵便局で受取を推奨いたします。**

Q9. 新たな車で燃料給油利用券を使用したいが、手続きはどうしたらよいのか。

A. 現年度の利用券が残っている場合は、速やかに障害福祉課へ変更のご申請をお願いいたします。現年度の利用券は使い切ってしまう場合は、次年度速やかに障害福祉課へ変更手続きをお願いいたします。

Q10. 精神障害者手帳の有効期限が3月末だが、その場合でも自動交付されるのか。

A. 精神障害者手帳の有効期限が1月末から3月末の方(今回の場合、令和7年1月 31 日～令和7年3月 31 日の方) は、自動交付は致しません。手帳が更新されていて且つ 1 級と認定された場合、手帳受取時に利用券を交付するか、または 4 月 1 日前に手帳受取をされた場合は申請書をご記入いただき、後日簡易書留で郵送いたします。